

High School Human Rights

(高校人権教育通信 第 22 号) 平成 29 年 (2017 年) 12 月 12 日



発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

発行人 小松 容 (心の支援課長)

MAIL kokoro@pref.nagano.lg.jp

部落差別解消推進法の理解を深め、人権教育をさらに進めましょう

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成 28 年(2016 年)12 月 16 日に公布、施行されて 1 年が経過します。

全 6 条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

これを機に、改めて部落差別解消推進法の理解を深め、人権教育をさらに進めましょう。

「同和問題」とは

同和問題(部落差別の問題)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。

同和問題の解決を図るため、昭和 44 年以来 33 年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

今もなお続く差別事件

残念ながら、今もなお、結婚の際の身元調査や就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなど本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案(「戸籍謄本等不正取得事件(プライム事件)」、「全国部落調査」復刻版出版など)や、インターネット上で差別を助長する内容の書込み(特定地域の動画配信、差別発言の横行)がなされるといった事案が、全国各地で発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。



小・中学生の学習内容から

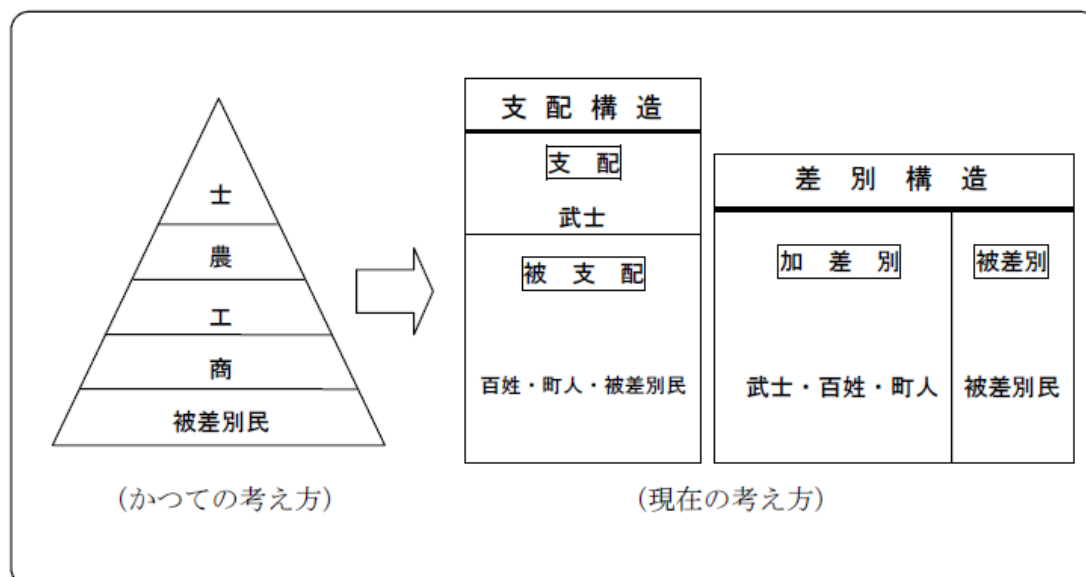
同和教育が始まったころと現在とでは、部落差別についての学習内容が変化してきました。例えば、かつて「えた」身分、「ひにん」身分は、江戸幕府が作りだした

身分といわれましたが、現在の研究では、中世からの民衆の差別意識を幕府や藩が利用したと考えられています。

戦国時代は「下剋上」に代表されるように、身分そのものがはっきりと固定されていませんでした。江戸時代になり、町に住む人々は「町人」、村に住む人々は「百姓」と身分が固定されていきます。その過程で、「かわた」などと呼ばれた人々は、「百姓」や「町人」に加えられず、「百姓」や「町人」からも差別されました。

これまで、江戸時代の被差別民については、苦しさや貧しさが強調されてきました。しかし、現在の教科書には、「高度な技術」「専門的な技能」で当時の生産・流通、伝統文化を担い、「社会を支えた」ことが掲載されています。

差別された人々は、以前はピラミッドの最下層に位置づけられた図で説明されていましたが、その図では当時の社会構造は説明できないことが、最近の研究で指摘されています。



「部落差別解消推進法」の第五条には、部落差別の解消には教育及び啓発の果たす役割が大きいことが示されています。学校において、部落問題についての学習の必要性が改めて示されました。各学校におきましては「部落差別解消推進法」の趣旨をふまえ、積極的な取組をお願いします。

ある高校の人権教育担当の先生のお話です。

同和問題についてはこれまでの行政の施策によって、経済的な課題は大きく改善されてきました。一方で、依然のこる差別の解消にむけて、今後の課題が指摘されています。

学校は生徒に対して、差別の歴史的経過の理解と差別を許さない人権感覚の醸成に取り組むわけですが、社会における今日的な認識を踏まえていくことが大切だと思います。…インターネット上で差別を助長する書き込みが存在し、人権侵害の実態があることを生徒たちに理解させていくこと、それを許さない人権感覚を養うことが求められます。同和問題への理解すすめるとともに、いわゆるヘイトスピーチ解消法などとも関連させながら、幅広くインターネット上における人権侵害とその防止について学習することが必要かと思います。

学校の教育活動の中でどの場面をとらえて、生徒に伝え、考えさせるか常に工夫が必要になるのではないのでしょうか。「差別を許さない人権感覚」を育てるためには、教員自身が社会の実態やうごきに敏感になることが大切であると感じています。

(参考文献)

- 「人権教育指導資料集 補完『部落差別について』」(人権教育だより第 83 号 長野県教育委員会)
- 『『部落差別解消法』より学ぶ』(大分県教育委員会)